

令和6年度「びわ湖を美しくする運動」 実施要領

1. 目的

滋賀県では「滋賀県環境基本条例」(平成8年制定)において、県民および事業者の間に広く環境保全について理解と認識を深めてもらうとともに、環境の保全に関する活動への参加意欲を高めるため、7月1日を「びわ湖の日」と定めています。また、「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例(クリーン条例)」(平成4年制定)において、ごみの散乱防止について県民の関心と理解を深めてもらうため「びわ湖の日」を「環境美化の日」と定めています。

については、高島管内における「びわ湖の日」の取組として環境美化活動を以下のとおり実施します。

2. 日時 令和6年7月1日(月)
9時15分から10時45分まで ※小雨決行

3. 主催 滋賀県

4. 協力 高島市

5. 集合・受付場所 高島市今津町今津南浜
(高島市所有の空地(右図参照))
※空地进行を駐車場として利用可

6. 活動場所 (右図参照)
今津町今津の湖岸および
湖周道路(今津川から木津交差点までの範囲)



7. 日程

9:15	受付開始
9:40	開催挨拶、作業説明
9:45	環境美化活動開始
10:45	活動終了、解散

8. 参加者 市民、企業・団体 等

9. 参加申込および中止の確認について



<p>参加申込</p>	 しがネット受付 サービス QR コード	<p>令和6年6月24日(月)までに①あるいは②で受付します。</p> <p>①高島環境事務所あて参加申込書によるFAX、Eメールでの申し込み ②しがネット受付サービスでの申し込み</p> <p>滋賀県高島環境事務所 FAX: 0740-22-6105 Eメール: de45@pref.shiga.lg.jp</p>
<p>中止の確認</p>	 ホームページ QR コード	<p>荒天の場合は中止します。中止の場合、当日7:30までに高島環境事務所ホームページに発表しますのでご確認ください。</p> <p>滋賀県ホームページトップ>県民の方>環境・自然>環境>環境事務所>高島環境事務所</p> <p>当日問合先: 高島環境事務所 (0740-22-6066、朝8:30~)</p>

10. 留意事項

- (1) 受付で火ばさみ・回収袋を受け取り、順次「環境美化活動区域」内で散在性ごみの収集を行い、受付に火ばさみ・回収袋を返却してお帰り下さい。
- (2) 大型のごみ等（タイヤやバッテリー、塗料缶、家電製品、家具等）の回収はせずに、あった場所を受付に報告してください。
- (3) 当日の服装は活動しやすい服装（作業服、長靴等）とし、本実施要領、軍手、飲料水、タオル、雨具等は各自で持参してください。
- (4) 集めたごみは、種類（可燃、不燃、ビン、カン）ごとに受付場所で分別してください。
- (5) 危険のない範囲で活動を行ってください。
- (6) 当日は、各自水分補給等の自己管理をお願いします。なお、発熱等少しでも体調に異常が見られる場合は参加を取り止めてください。（特段連絡は不要です）

11. その他

- (1) 県が一括してボランティア保険に加入して実施します。
- (2) 事業者等が本活動への参加実績を入札参加資格審査の加点対象とする場合、環境事務所に地域貢献活動実施報告書の確認証明を受けることは要しません。入札参加資格審査に関する詳細は滋賀県土木部監理課審査契約係（077-528-4116）にお問い合わせください。

デジタル地域通貨“ビワコ”が500ビワコもらえます！



滋賀県では、デジタル地域コミュニティ通貨“ビワコ”を導入しています。集めた“ビワコ”は、オリジナルグッズをもらう、滋賀の歴史を教えてもらうなどの様々な特典に使うことができます。今回の清掃活動に参加された方は、500ビワコがもらえます。ぜひ、この機会に皆様もご参加ください。

アプリダウンロードはこちらから

App Store



Google Play



まちのコイン

